

栃木市工事写真電子納品実施要領

第1 電子納品の定義と目的

電子納品とは、調査、設計、工事など各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。これらにより、省スペース・省資源化、業務の効率化、品質の向上を図ることを目的とする。

第2 適用範囲

- (1) 本要領の対象は、市が発注する工事の工事写真とする。
工事の発注にあたり、特記仕様書において、電子納品の対象である旨を明記する。
- (2) 電子納品の実施の有無を、着手前に発注者（監督職員）と受注者において決定する。
受注者は、その結果を「電子納品事前チェックシート（別記様式第1号）」に記載し、施工計画書に添付する。

第3 電子データの規定

電子納品する電子データの内容、ファイルフォーマット、格納媒体については、国土交通省策定の「電子納品に関連する各要領・基準及びガイドライン（最新版）」及び「栃木県 CALS/EC 電子納品運用に関するガイドライン（最新版）」に準拠する。

なお、上記各要領・基準及びガイドラインが工事期間中に改定した場合には、旧各要領・基準及び旧ガイドラインに準拠する。

第4 写真帳フォルダ

- (1) 工事写真のファイル形式は JPEG とする。
- (2) デジタルカメラの有効画素数は100～300万画素程度とする。
- (3) 参考図ファイルをスキャナ読み込み等で作成する場合は、図面が判読できる解像度とし、300dpi程度を標準とする。
(参考図とは、写真を撮影した場所や角度等、写真のみでは判断がつかない場合に図面上に撮影個所や方向を示した図面をいう。)
- (4) インデックスプリント（簡易写真帳）については、監督職員が提出を指示した場合のみ作成する。
- (5) やむを得ず工事写真の補正等を行う場合は、「デジタル写真補正申請書（別記様式第2号）」を提出し、事前に監督職員の承諾を受けなければならない。
また、補正前の写真データを保存しておき、監督職員から請求を受けた場合は、すみやかに提出する。
- (6) 使用するデジタルカメラの日付等は正しく設定しておく。

第5 使用媒体及び提出形式

- (1) 成果品の電子納品において、納品に使用する電子媒体は、CD-R または DVD-R とし、電子媒体は書き換えが不可能なものとする。
- (2) CD-R のフォーマットの形式は Joliet、DVD-R のフォーマットの形式は UDF (UDF Bridge) とする。
- (3) 電子媒体は、品質の低下を防ぐため、粗悪品は使用しない。
- (4) 納品時には、正副各1部の合計2部を納品する。

- (5) 提出前に最新のウイルス定義ファイルを使用してウイルスチェックを実施するものとする。

第6 電子媒体の表示内容について

- (1) 成果品の電子納品時における使用媒体には、以下の項目を表示するものとする。

表示方法については電子媒体等表面への直接印刷または油性フェルトペン等での書き込みとし、ラベルシール等の貼付けはしないこと。(記載例参照)

- | | |
|--------|------------------|
| ① 工事番号 | ⑥ 何枚目/総枚数 |
| ② 工事名 | ⑦ 発注者 |
| ③ 工事箇所 | ⑧ 受注者 |
| ④ 作成年月 | ⑨ ウィルスチェックに関する情報 |
| ⑤ 正副区分 | ⑩ フォーマット形式 |

- ・「工事番号」には栃木市契約管理システムにおける案件番号を記入する。
(例) 発注年度、案件番号が『令和8年度(2026年度) 案件番号123』の場合、工事番号は『202600123』と記入する。(数字9文字)
- ・「ウイルスチェックに関する情報」については、使用した「ウイルスチェックソフト名」、「ウイルス定義年月日」または「パターンファイル名」「ウイルスチェックを行った年月日」を明記する。

- (2) プラスチックケースの背表紙には、「工事番号」、「工事名」、「作成年月」を記載する。

工事名が長く書ききれない場合は、先頭から書けるところまで記入する。

第7 電子納品の実施体制

- (1) 電子納品のための各種データの取り扱いについては十分注意し、施工中における紛失や改ざん及び情報の漏洩を防止しなければならない。
- (2) 受注者は、電子納品の円滑な実施のために、電子データの作成及び管理、コンピュータウイルス対策に関する責任者を設置する。
- (3) 受注者は、電子データの作成及び管理に使用するソフトウェアを整備し、各ソフトのバージョン等についても確認をする。

第8 完成検査

- (1) 受注者は、提出する成果データのフォルダ構成や管理ファイル内容が、国土交通省の各要領・基準及びガイドラインに即した内容となっているかをチェックし、その結果を発注者に説明する。

基礎チェックには国土交通省の「チェックシステム(最新版)」を利用し、チェック結果を印刷して発注者に報告する。

- (2) 必要な機器は「パソコン(図面、写真が閲覧できるソフトがインストール済みのもの)」とし、受注者と発注者で事前に調整し用意する。
- (3) 検査時は修正可能な電子媒体による受検を認めるが、データはウイルスチェックを実施したものとし、検査終了後、速やかに電子媒体とともに、「電子媒体納品書(別記様式第3号)」を提出する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。

別記様式第3号

電子媒体納品書

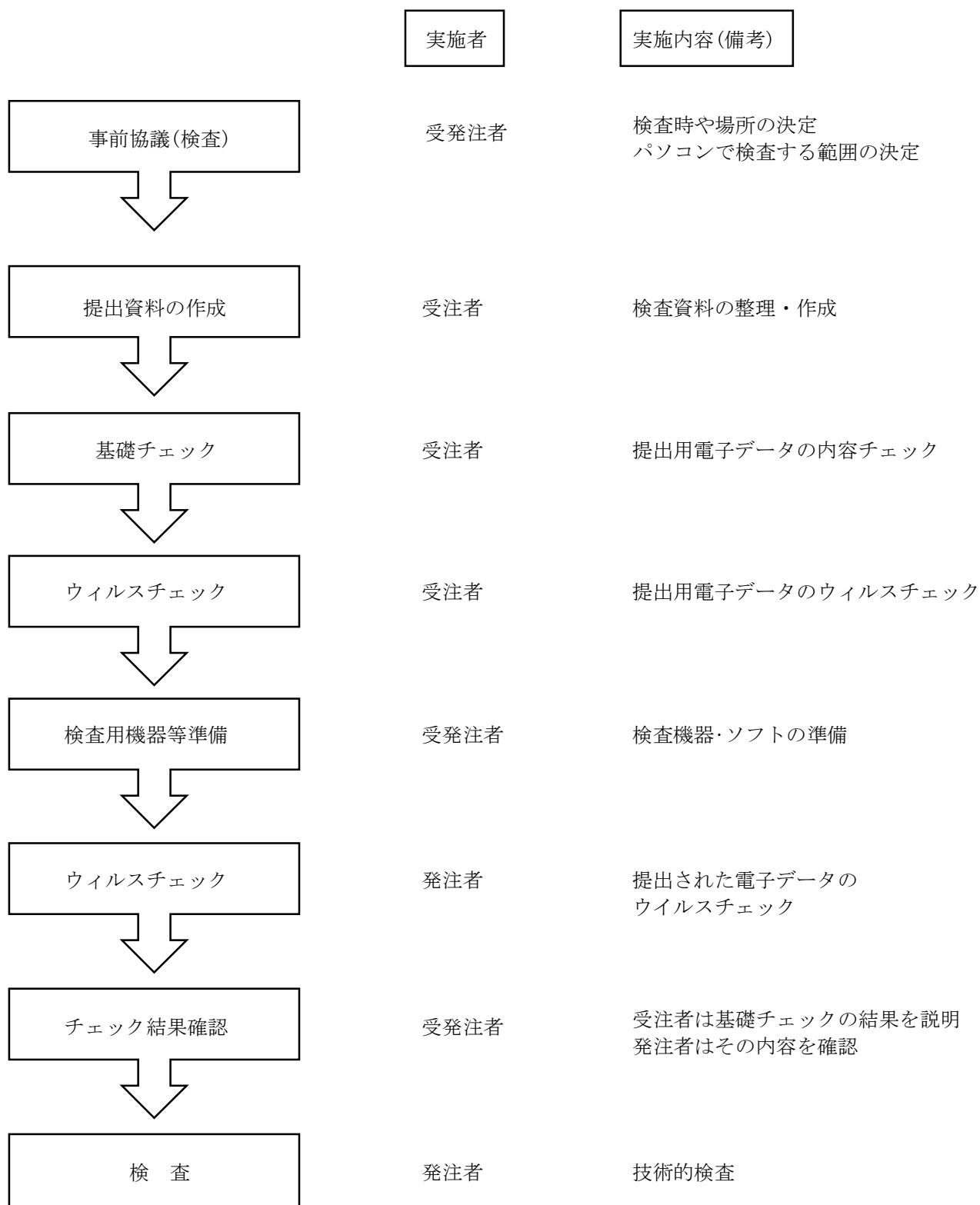
令和 年 月 日

受注者					
現場代理人		主任(監理) 技術者			
工事名					
工事箇所					
工期	令和	年	月	日	～ 令和
請負金額	円				
電子媒体の種類	規格	単位	数量	作成年月日	備考
【備考】					

【発注者側記載事項】
受領者及び保管場所

担当課		職氏名	
保管場所			

完成検査実施フロー



電子媒体ラベル (例)



媒体を入れるプラスチックケース背表紙 (例)

工事番号：○○○○○○○○○○○ 工事名：○○○○○○○○○工事 作成年月：令和○○年○○月